

# 国保、生きがい、教育 など 市民の願い実現を

国の制度改定から市民を守る

## 国民健康保険料の値上がり抑制を！



原田としじ議員

原田としじ 議員は、まず国民健康保険料に関する質問。国の法改定により、国保料の算定方式が平成二十五年四月から旧ただし書き方式に一本化される。市県民税方式をとってきた小田原市も旧ただし書き方式に移行し、所得割額の算出に各種控除は考慮されなくなる。その結果各種控除を受けていた多くの世帯において国保料が値上がり、特に被扶養者が多く所得の少ない世帯において大幅に値上がる。

そこで市は国保料の大幅な値上りを抑制するために2年間の激変緩和措置をとり、更に障害者控除、寡婦(夫)控除等も考慮するとしている。その努力については評価するものの、なお改善すべき課題も残されている。

そこで①16歳未満の子どもなど被扶養者が多く所得の少ない世帯の大幅な値上りを防ぐため、扶養控除等について考慮する、②激変緩和措置を2年間で打ち切らず恒久化を図る、③市民にいていない説明し理解を求め、など提案しました。

【市長】国保料の激変緩和措置を講じ、低所得者への配慮を行い、寡婦(夫)世帯や障害者世帯には更なる保険料軽減措置を講じる。



次に小田原産木材の利活用を進める新築・リフォーム

【市長】国保料の激変緩和措置を講じ、低所得者への配慮を行い、寡婦(夫)世帯や障害者世帯には更なる保険料軽減措置を講じる。

## 生きがいふれあい施設提供事業

## 大浴場、大広間、囲碁・将棋、すべての存続を



田中りえ子議員

田中利恵子 議員は新設する小田原看護専門学校及び市福祉施設(案)に、社会福祉

センター生きがいふれあい施設提供事業(以下生きがいふれあい)にあるカラオケ・囲碁・将棋を移行するところがあるが、①介護予防対策室ではカラオケを好きな時に思う存分楽しめると思えない②ホワイエという仕切りのない通路のようなどころで囲碁・将棋を落着いてできるわけがない。ましてゆっくりお茶やお弁当を広げて交流を楽しむことなどできない。これで「生きがいふれあい」が継続でき

ることをならば理解に苦しむと指摘。「生きがいふれあい」の目的は何か、目的は果たされてきているのか質しました。

次に、平成24年度の「生きがいふれあい」の休館日を除く月曜日～金曜日までの曜日ごとの利用者数は、お風呂のある月、水、金曜日がそれぞれ大変多くなっている。お風呂は単にお風呂に入りたいということに止まらない。そこには高齢者の生きがいふれあいに通じる喜びや楽しみがあることを強調。市長は「お風呂を廃止せざるを得ない」と答弁しているが、その考えを改めるよう求めました。また、



## 小児医療費助成、少人数学級、インシシ対策を求める

## 小児医療費助成小学校6年までに



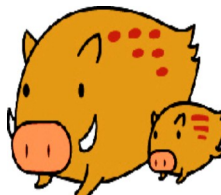
関野たかし議員

関野隆司議員は小児医療費助成拡充について質問しました。5月

の市長選挙で市長の公約・マニフェストに取り入れ、他の二人の市長候補も公約してありました。この事は市民には当然すぐできるものと期待されています。小学校6年まで、来年度の予算に盛り込むべきです。多くの市民の信頼を得た市長の責務です。

【市長】子育て世帯において、小児医療費助成制度の果たす役割が大きい。本市の財政状況等を踏まえ様々な子育て支援等を併せて総合的に検討してまいります。

【市長】インシシの捕獲に必要な罠の免許をより多くの方に取得していただくよう、講習会及び取得試験を



## 少人数学級の推進を

小田原市内で実施できるよう、関係機関に働きかけていく。

【市長】少人数学級は、教員がきめ細かく関わることで、児童一人ひとりに関わる時間が増え、学習支援の充実が図られる。35人以下学級編成の拡充は必要であると考えている。拡大するならば小学校3年生への導入が望ましい。

【市長】インシシの捕獲に必要な罠の免許をより多くの方に取得していただくよう、講習会及び取得試験を

各議員の質問の詳細については議員にお聞きください

# 国民健康保険料一部世帯で大幅値上がりも

## ●保険料算定方式の変更で

国民健康保険法施行令の改定により、小田原市は平成25年4月から国民健康保険料の所得割の算定方式を「市県民税方式」から「旧ただし書き方式」へ移行します。

「旧ただし書き方式」では所得割の算出に各種控除が適用されず、扶養控除などを受けていた世帯の多くは負担増に。特に16歳未満の子どもなど被扶養者が多く、所得の少ない世帯（法定軽減対象世帯以外の）ほど大幅に値上がります。逆に単身世帯等は下がります。

### （表）各方式及び激変緩和措置による年間の国民健康保険料の試算（平成23年度ベース）

【想定】夫45歳、妻40歳、子ども2人。基礎控除33万円、扶養控除66万円、配偶者控除33万円、社会保険料控除57万円、（ ）内は市県民税方式に対する値上り（値下り）額

単位（円）

給与所得	市県民税方式(現行)	旧ただし書き方式	激変緩和措置	備考
100万円	84,000	153,700 (+69,700)	104,000 (+20,000)	75%減額緩和
200万円	222,400	341,900 (+119,500)	294,800 (+72,400)	50%減額緩和
300万円	424,800	446,100 (+121,300)	461,500 (+36,700)	25%減額緩和
400万円	607,600	550,300 (-57,300)	590,300 (-17,300)	25%減額緩和

## ●市は値上がり抑制のため激変緩和措置を講じる

- 1、期間：平成25、26年の2年間
- 2、所得に応じ3段階の激変緩和措置（右下別記参照）
- 3、障害者控除、寡婦（寡夫）控除を受けていた世帯に対し減額賦課する

## ●仮算定を止め、本算定で7月から翌年3月までの9ヶ月間で保険料を徴収

年間保険料が同じでも1ヶ月あたりの保険料徴収額が33%アップする。



## 日本共産党小田原市議団の見解

- ① 国は国民健康保険への財政負担を増やすべき。
- ② 市は一般会計からの繰り入れを増やし国保料を引き下げるべき。
- ③ 激変緩和措置を講じ、障害者控除、寡婦（夫）控除を考慮することは評価できる。しかし16歳未満の子どもなど被扶養者の多い世帯、特に法定軽減対象世帯以外の低所得世帯は大幅に値上がるので、扶養控除についても考慮する必要がある。
- ④ 激変緩和措置を2年間で打ち切るのではなく、3年以降も継続すべき。
- ⑤ 市民に詳しく説明し理解を求める必要がある。

### 3段階の激変緩和措置とは

- ①住民税非課税で、旧ただし書き所得がある場合→旧ただし書き所得から75%を減額
- ②課税標準額が100万円以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合  
→旧ただし書き所得から課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額
- ③課税標準額が100万円を超え、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合  
→旧ただし書き所得から課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額  
(旧ただし書き所得：総所得金額から基礎控除33万円を引いた金額)

## 法律相談・市政・生活相談は 下記へご連絡ください

TEL/Fax 住所  
 関野たかし 42-0316 曾我岸90  
 原田としじ 48-4931 南鴨宮2-24-14  
 田中りえ子 35-5389 扇町1-6-2  
 (市役所 市議団控室 33-1789)  
 Eメール(代表) tanakariko@nifty.com

日本共産党の  
**無料法律相談**  
 担当弁護士  
 岡村三穂  
 2月5日(火)  
 3月5日(火)  
 次回  
 午後1時より  
 ※予約制です  
 ※相談される方は、関野、原田、田中までお申し出ください。

# 小田原ヒルトン (小田原市宿泊等施設) の売却に

## 日本共産党市議団は賛成

1、平成22年に小田原ヒルトン(株)と市が共同で施設診断をした結果、この5年間で約21億5千万円の改修費用が必要となっている。対象となる改修箇所については、この15年間全く改修されていない。今後ますます改修費用が増えていく。

2、「広島サンプラザ」は1985年に当時の労働省・雇用促進事業団と広島市が事業主となり、市有地に総事業費73億円で建設。市は2003年に「雇用・能力開発機構」から105万円で購入したが、改修費用約20億円が必要になると判明。これは建設費の27%に当たる大変な金額でした。

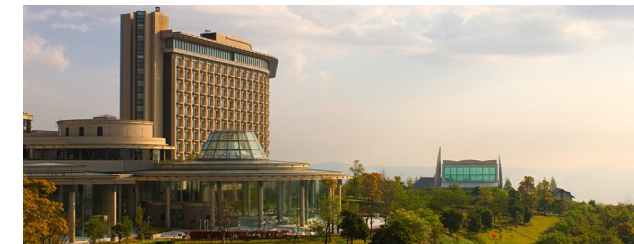
一方旧スパウザ小田原の建設費は土地取得や造成費を除くと410億円、築20年後の改修費用は20%に低く見積もっても、82億円かかることになる。このことは他の予算を圧迫し市民の暮らしに何よりも不利益を与えることは明らかです。

3、日本共産党小田原市議団は旧スパウザ小田原を買い取る時に、①地方自治体である小田原市がホテル事業に手を出すべきでない②買い取った際に、大

規模修繕に多額の費用が掛かり、市が負担しなければならぬと主張。そして買い取った後は早期売却を求めてきました。

4、旧スパウザ小田原は前市長の強い意向により買い取った。売却に当たり第1交渉権者が小田原ヒルトン(株)とされているが、市民、議会に相談がされたわけではない。このことが市長や議会に不透明さや多くの疑念を与えるものとなっている。

5、市民に財政的な負担をかけずに適正な価格で売却し、売却後も長期的・安定的に運営されていくよう、最大限努力することを強く求めました。



## [小田原市議会基本条例] 制定へ

小田原市議会は、議会の在り方の基本を定める議会基本条例制定に向け取り組みを進めています。平成21年に議会基本条例検討委員会を設置し、市民アンケートなど実施。昨年3月に議会基本条例特別委

員会を設置し、議員研修会や早稲田大学大学院教授北川正恭氏を招き市民フォーラムを開催。

平成24年12月に素案をまとめ、市民説明会を2回開催。更に12月10日から今年1月9日までパブリックコメントを実施しました。

今後市民意見も議論の対象にして小田原市議会基本条例(案)を作成、3月議会に上程する予定となっています。



### 平成24年度 社会福祉センター3階曜日別利用状況

(表面田中質問に関する資料 お風呂のある日は月・水・金)

	月	火	水	木	金	合計
4月	453	154	481	161	561	1,810
5月	506	207	598	172	395	1,878
6月	507	169	469	167	628	1,940
7月	465	225	453	141	473	1,757
8月	448	153	517	210	620	1,948
9月	422	227	377	256	376	1,658
10月	464	221	587	173	517	1,962
合計	3,265	1,356	3,482	1,280	3,570	12,953